

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（ 2020 年度）

住 所 東京都板橋区坂下1-22-10

事業者名 国際自動車株式会社（T2）
代表者名 楠原 亘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサル デザインタクシー	2020年11月、セダン車両を全車ユニバーサルデザイン車両 (JPN TAXI)に代替済み(989台/994台)※ワゴン車を除く	989台
ニューノーマル タクシー	低濃度オゾン発生器、空気清浄モニター、ミラクルガードL (感染防止板)を2021年7月19日より装着開始	順次導入を決定

② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検	導入したユニバーサルデザインタクシーについて、 導入時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講 ずる。	計画の通り全車実施済
教育訓練	導入したユニバーサルデザインタクシーについて、効果的な運用を行え るように、社内教育等の必要な措置を講ずる。	計画の通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	乗務社員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。	計画の通り実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
配車アプリへの 車両指定機能	配車アプリでは即時配車ではユニバーサルデザインタクシーが指定でき るが、予約時にできないため、改修を行う(2022年度)	配車アプリ改修済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務社員の研修	新人ユニバーサルドライバー研修を全員受講する。 (2021年度 予定：304名)	2020年10月1日付 城北・城西・世田谷をT2に合併 ※2020年9月末 城北39名・城西60名・世田谷30名 新宿8名 2020年10月以降85名 計222名
車いす使用者の乗車 支援の実技研修の 実施	ユニバーサルデザインタクシーの乗務社員を対象に、車いす使用者の乗 降支援の実技研修を定期的実施する。	計画の通り実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者等用施設等を円滑に利用するために必要となる
適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報及び啓発活動	ホームページで、障がい者と高齢者に向けたユニバーサルデザインタク シーの情報のページを追加する(2022年度)	実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・「タクシーグループ推進課」をバリアフリーの主管部署とし、利用者の声をすべて集約する「お客様相談課」と連携して、取組の改善を行う。 ・障がい者の利便性を向上させるため、一次交通(JR東日本等)やその他企業と連携し、安全性が担保されたシームレスな移動の実現を目指します。(2022年度)

(3) 報告書の公表方法

・対外的にはホームページで、社内ではポータルサイトで公表する。

(4) その他

無し

Ⅱ 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	944	934	934	0	0	0
年度末車両数	994	989	989	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第9号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。